

# まちづくり 一緒にやろっや！

何でまちづくりをするが。

みんなあにとって、「のうがえいまち」にしたいき。  
なんかあったときに、すつと助け合える関係でおりたいき。  
このまちに住んじょって良かったと思えるようになりたいき。

市民も行政もまちづくりを進めたいと思いうう。  
悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい。  
話をしたらみんなあ目指すところは一緒ながよ。

市民同士、市民と行政がうまいことつながったらえいねえ。  
みんなあでまちづくりができるようになったらえいと思わん。  
ほんで、この条例をきおうてつくったがよ。

どう、まちづくり一緒にやろっや。

## 訳文

なぜまちづくりをするのでしょうか。  
みんなにとって、「居心地のいいまち」にしたいから。  
何かあったときに、すぐに助け合える関係でありたいから。  
このまちに住んでいて良かったと思えるようになりたいから。  
市民も行政もまちづくりを進めたいと思っています。  
悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい。  
話をしたらみんな目指すところは同じなのです。  
市民同士、市民と行政がうまくつながったらいいね。  
みんなあでまちづくりができるようになったらいいと思いませんか。  
それで、この条例を思いをこめてつくりました。  
さあ、まちづくり一緒にやりましょう。

## 第1章 総則

(目的)  
第1条 この条例は、市民、NPO、事業者（以下「市民等」という。）及び市がまちづくりを進めるに当たっての基本的事項を定めることにより、互いにパートナーシップの構築に努め、協働して住みよい高知市の実現に寄与することを目的とする。  
(用語)  
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
(1) まちづくり 住みよいまち、豊かな地域社会をつくるための取組をいう。  
(2) パートナーシップ 市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。  
(3) 協働 市民等及び市がパートナーシップに基づき、同一の目的のために役割を分担し、共に協力して活動することをいう。  
(4) 市民活動 まちづくりに係る活動であって、市民等が自主的に行う営利を目的としない公益性的なものをいう。ただし、宗教的活動及び政治的活動を除く。  
(5) NPO(民間非営利団体) 営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行う民間団体をいう。  
(6) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

## 第3章 市民等の役割

(市民の役割)  
第8条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに関する理解を深めるとともに、まちづくりへの参加に努めるものとする。  
(NPOの役割)  
第9条 NPOは、市民のまちづくりの発意を尊重し、その主体的な活動を支え育てよう努めるものとする。  
(事業者の役割)  
第10条 事業者は、地域社会の一員として、まちづくりについて理解、協力するよう努めるものとする。

## 第5章 市民活動への支援

(市民活動の拠点の整備等)  
第17条 市は、市民活動を促進するための拠点の整備等必要な措置を講ずるものとする。  
(助成等)  
第18条 市は、市民活動を行う市民等に対し、必要な情報の提供及び技術的支援を行うことができる。  
2 市長は、市民活動を行う団体への助成を目的とする基金に対し、必要な出金を行うことができる。  
(NPOへの業務参入機会の提供)  
第19条 市は、NPOが効率的かつ効果的にまちづくりに関する市の施策を行うことができると認めるときは、当該NPOに対し、業務の委託等の機会を提供することができる。

## 第6章 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会

(市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会の設置)  
第20条 この条例に基づく諸制度が適正かつ円滑に機能しているかを見守り、パートナーシップによるまちづくりを推進するため、高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会(以下「見守り委員会」という。)を置く。  
(所掌事項)  
第21条 見守り委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。  
(組織)  
第22条 見守り委員会は、委員15人以内をもって組織する。  
2 見守り委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。  
(1) 学識経験を有する者  
(2) 市民活動を行う者  
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者  
3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
4 委員は、再任されることができる。  
5 前各項に定めるもののほか、見守り委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 雑則

(委任)  
第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
附 則  
(施行期日)  
1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
2 この条例の施行の前日において策定したコミュニティ計画は、第15条の規定により策定したものとみなす。  
附 則(平成27年4月1日条例第43号)  
この条例は、公布の日から施行する。

## 第2章 パートナーシップによるまちづくりの基本原則

(まちづくりへの参加)  
第3条 市民等は、住みよいまち、豊かな地域社会をつくるために、まちづくりに参加することができる。  
2 市民等及び市は、それぞれの役割において、誰もがまちづくりに参加しやすいきっかけをつくるよう努めるものとする。  
(自主性の尊重)  
第4条 市民等のまちづくりへの参加は、自主性が尊重されなければならない。  
(合意に至る過程の尊重)  
第5条 市民等及び市は、まちづくりに関する合意に至るまでになされた議論その他の過程を尊重してまちづくりを進めるものとする。  
(情報の共有)  
第6条 市民等及び市は、合意形成を図っていくため、必要な情報を相互に共有できるよう努めるものとする。  
(連携)  
第7条 市民等及び市は、相互に連携するとともに、国、県等の行政機関及び教育機関その他関係機関とも連携してまちづくりを進めるものとする。

## 第4章 市の役割

(施策の実施)  
第11条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるために必要な施策を、総合的かつ計画的に実施するものとする。  
(広報広聴)  
第12条 市は、市民等がまちづくりに関心を持ち、理解を深めることができるよう、広報広聴に努めるものとする。  
(施策への反映)  
第13条 市は、市のまちづくりの施策の検討及び実施に当たり、市民等の意見の反映及び市民等が参加することができる仕組みの整備に努めるものとする。  
(説明責任)  
第14条 市は、まちづくりについての市民等の意見、要望等に関して、当該市民等に説明する責任を全うするものとする。  
(コミュニティ計画の策定)  
第15条 市は、市民等とパートナーシップを築いて地域のまちづくりを進めるため、市民等の意見を反映してコミュニティ計画を策定、推進するものとする。  
(職員研修等)  
第16条 市は、市の職員のまちづくりに関する意識の高揚及び実践力の向上を図るため、パートナーシップによるまちづくりに関する職員研修を実施するものとする。  
2 市は、市の職員が一市民として、市民活動に参加できる環境の整備を進めるものとする。

## 第7章 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会公募委員選考委員会

(市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会公募委員選考委員会の設置)  
第23条 前条第2項第3号に規定する見守り委員会の委員の公募による選考を公平かつ適正に行うため、高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。  
(所掌事項)  
第24条 選考委員会は、前条の見守り委員会委員の公募による選考に係る審査を行うものとする。  
(組織)  
第25条 選考委員会は、委員7人以内をもって組織する。  
2 選考委員会の委員は、学識経験を有する者等及び本市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。  
3 選考委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該公募による見守り委員会の委員の委嘱の日の前日までとする。  
4 選考委員会の委員は、再任されることができる。  
5 前各項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## お問い合わせ先

### 高知市 市民協働部 地域コミュニティ推進課

〒780-8571  
高知市鷹匠町2丁目1番43号 たかじょう庁舎2階  
TEL(直通)：088-823-9080 FAX：088-824-9794  
E-mail：kc-102000@city.kochi.lg.jp



条例制定までのあゆみ

1993年	市民との協働によるコミュニティ計画の策定開始
2001年	「高知市総合計画2001」でまちづくり条例の制定位置づけ
6月	条例案策定委員会(市民11名・市職員6名)を発足
19回	に渡る委員会の開催。ワークショップによる検討やまちづくりシンポジウム、電子会議室の実施。
2002年 7月	条例案策定委員会から「まちづくり一緒にやろうや条約(仮称)の策定についての提言書」を市長に提出
12月	提言書の内容について意見募集(パブリックコメント制度実施に向けての試行)
2003年 3月	市議会に条例議案提出・議決
2003年 4月	「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」施行



# はじめましょう パートナーシップのまちづくり



## 第1章 総則 条例制定の目的

～市民と行政が共に考えるまちづくりのために～

近年、さまざまなボランティアや市民活動に自主的に参加する人が増え、市民自らがまちづくりの担い手となって、直接行動し参加することの意義が実感されてきています。また、専門的な分野でのNPO※1の活動も活発化し、NPOに対する社会的な認識も高まっています。

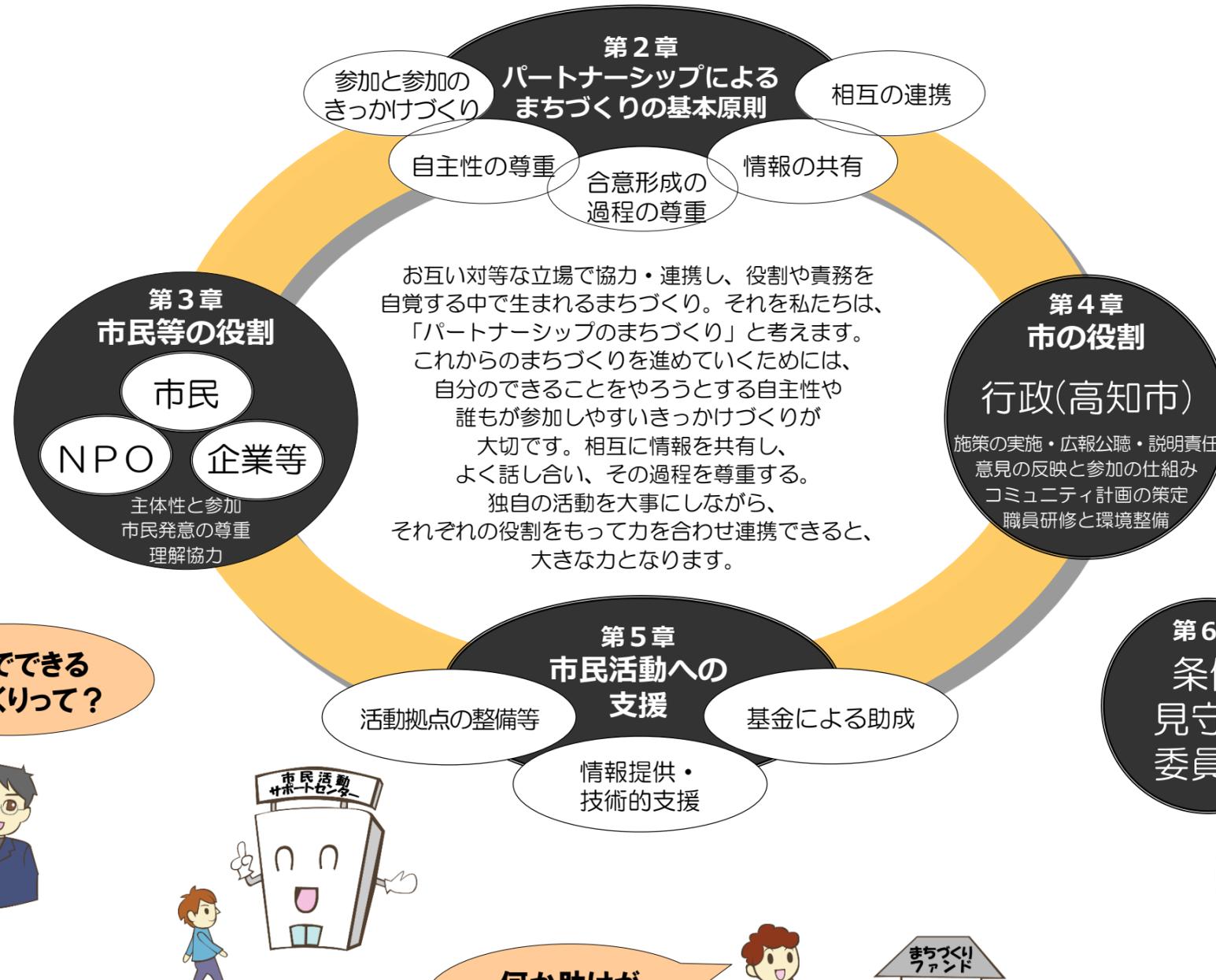
市民のまちづくりに対する期待は多様化し、従来の行政のやり方では十分な対応ができなくなったり、行政だけで実現することが難しい場面も見られるようになり、これまで以上に、市民と行政のパートナーシップを強めていくことが必要になっています。

この条例は、市民・NPO・事業者・市の役割分担とパートナーシップのもと、住みよい高知市を実現するために、必要な基本ルールを定め、市民のニーズに柔軟に対応できる行政のシステムや市民の自主的なまちづくり活動を支えていくためのしくみづくりを目指して制定されました。

愛称

## 「まちづくり一緒にやろうや条例」が制定されました

(正式名称「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」)



### 行政(市)はどう変わるの?



まちづくりに感心をもつきっかけとなる広報広聴や、施策の実施・検討段階で市民の意見を反映し参加できるしくみの整備(パブリック・コメント※3制度等)、職員の研修などを行っていきます。また、平成5年度から進めているコミュニティ計画を条例に位置づけ、市民の意見を反映した地域のまちづくり計画として、より機能するものとしていきます。

### 条例ができた後、うまくいくのかな?



せっかく条例ができてもしっかりと運用し機能しないと意味がありません。そのために市民参加の「見守り委員会」をつくり、改善すべき点や日常的に気づいたことなどを市長に提言します。

市民が実際に各地域で行っているまちづくりは、自然環境や住環境、福祉、教育、文化、スポーツ、生涯学習など幅広く、住みやすい環境づくりや人と人との豊かな関係の構築、人づくりなどさまざまな活動があります。

### 市民でできるまちづくりって?



まちづくりの主体は市民です。個々の市民や地域の中のさまざまな団体、学校、企業などが協力・連携することで、住みよいまち・豊かな地域社会にしていくための活動を広げていくことができます。

誰もがまちづくりに参加できるきっかけとして、  
①気軽に集まれる場所がある  
②知りたい情報が得られたりアドバイスが受けられる  
③活動のための学習の機会や交流の場がある  
④市民・NPO・企業・行政等の中でコーディネートできるところがある  
といったことが必要です。

市民活動サポートセンターに、まちづくりの活動をサポートできる機能を充実させていくとともに、ふれあいセンターを地域のコミュニティの拠点とするなど、中間支援の機能を高めていきます。

### どうやって始めたらいいの?



### 何か助けがあるといいな!



市や市民活動サポートセンターからの情報提供やアドバイスの他、資金面の助成制度を設けます。「公益信託高知市まちづくりファンド」をつくり、助成金でまちづくり活動を応援します。公益信託※2による基金は、行政だけでなく、市民や企業からの寄付なども募るみんなで支えるしくみです。多くの人にまちづくりに感心をもってもらい、裾野を広げていきます。

### 「こんなことしたい!」を応募すると?

助成先の選考は、公開審査会で行います。審査の透明性の確保だけでなく、活動内容を発表したり審査員からアドバイスを受けたりする中で、まちづくり活動の学習や市民同士の交流の機会が生まれます。



※1: NPO 営利を目的とせず、社会貢献活動を行うボランティア団体や市民活動団体などの民間団体をいいます。  
※2: 公益信託 一定の公益的な目的のために提供された資金を、銀行等が管理運営し公益的な活動に助成する制度をいいます。  
※3: パブリックコメント 行政機関等の意思決定過程において広く素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度をいいます。